

久居元町西地区地区計画について

名 称	久居元町西地区地区計画		
位 置	津市久居元町地内		
面 積	約 1. 6ha		
地区計画の目標	当地区は、本市南部の玄関口である近鉄久居駅の南西約 1.5 kmに位置し、広域交通を担う幹線道路である（都）3・4・32 相川小戸木橋線（市道寺町元町2号線）や（都）3・4・33 元町御殿山線（主要地方道久居美杉線）に接した未利用地であり、周辺は県立高等学校、津市久居庁舎や市民会館等の公共施設が集積した区域である。 そこで、地区計画の策定により、用途の混在を防止し、地区施設を計画的に誘導することで、周辺地域と調和のとれた快適で良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。		
土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた良好な住宅市街地の形成を図るため、次のとおり2つの地区を設定し、土地利用の促進を図る。 ①戸建住宅地区…………戸建住宅を主として、計画的に土地利用を図るとともに快適な住環境の形成を図る。（約 0.6ha） ②共同住宅地区…………共同住宅を主として、計画的に土地利用を図るとともに快適な住環境の形成を図る。（約 1.0ha）		
地区施設の整備方針	戸建住宅地区内の区画道路について、（都）3・4・33元町御殿山線（主要地方道久居美杉線）と一体的に機能できる地区施設として適正に配置し、安全で快適な街区環境の形成を図る。		
建築物等の整備方針	建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、快適な住環境の形成を図る。		
地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 6.0m以上	延長 約 200m
	区画道路	幅員 4.0m以上	延長 約 15m

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限

建築基準法別表第2に掲げる次の建築物は、建築してはならない。

①戸建住宅地区

- 1）別表第2（い）第三号
- 2）別表第2（は）第六号（但し、建築物に附属するものは建築基準法施行令第130条の5で定めるものに限る。）
- 3）別表第2（に）第二号から第六号、第八号

②共同住宅地区

- 1）別表第2（に）第二号から第六号、第八号

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（建ぺい率）

6/10

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度（容積率）

①戸建住宅地区

10/10

②共同住宅地区

20/10

建築物の高さの最高限度

①戸建住宅地区

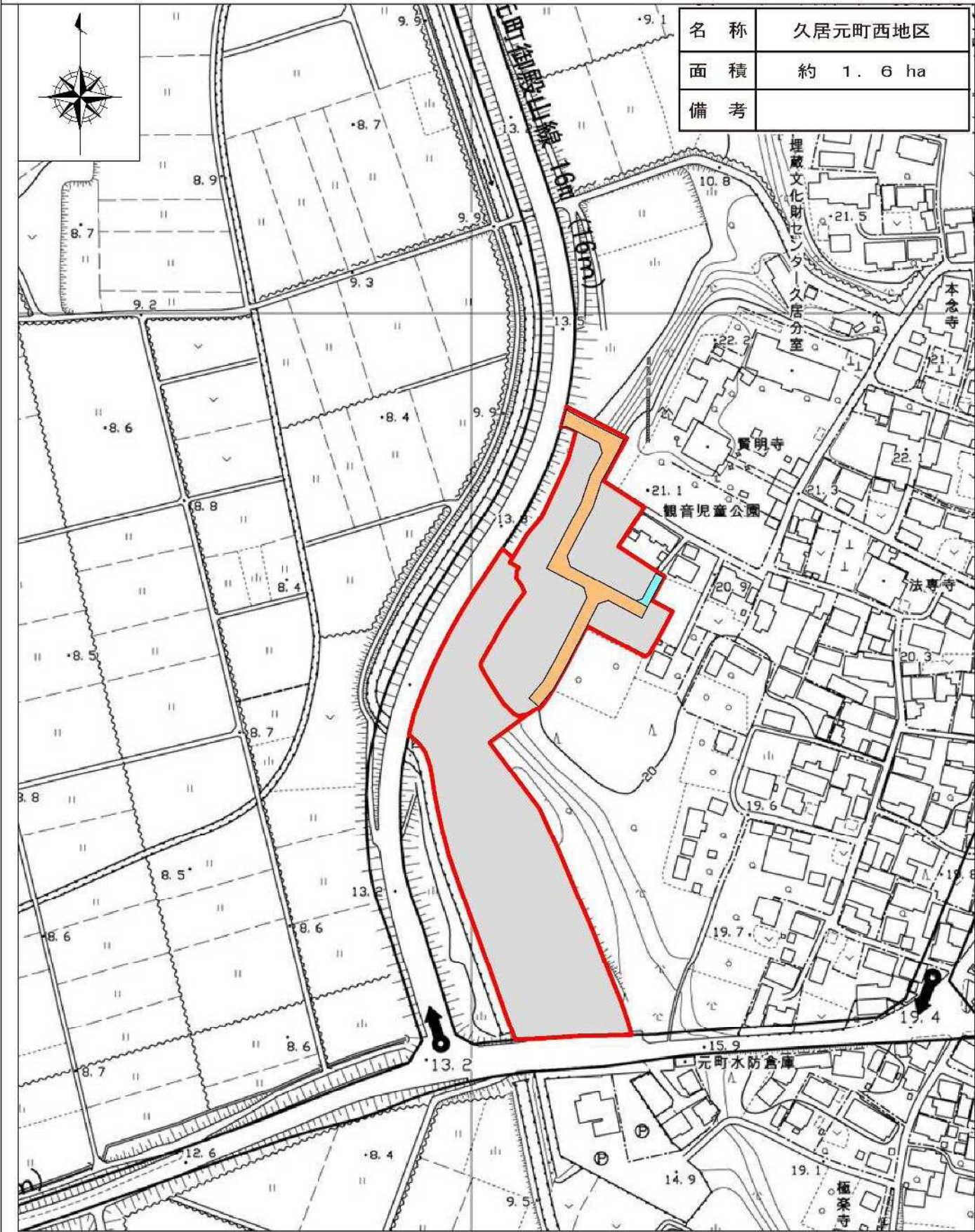
10m

②共同住宅地区

15m

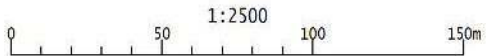
久居元町西地区地区計画
津市久居元町地内

計 画 図



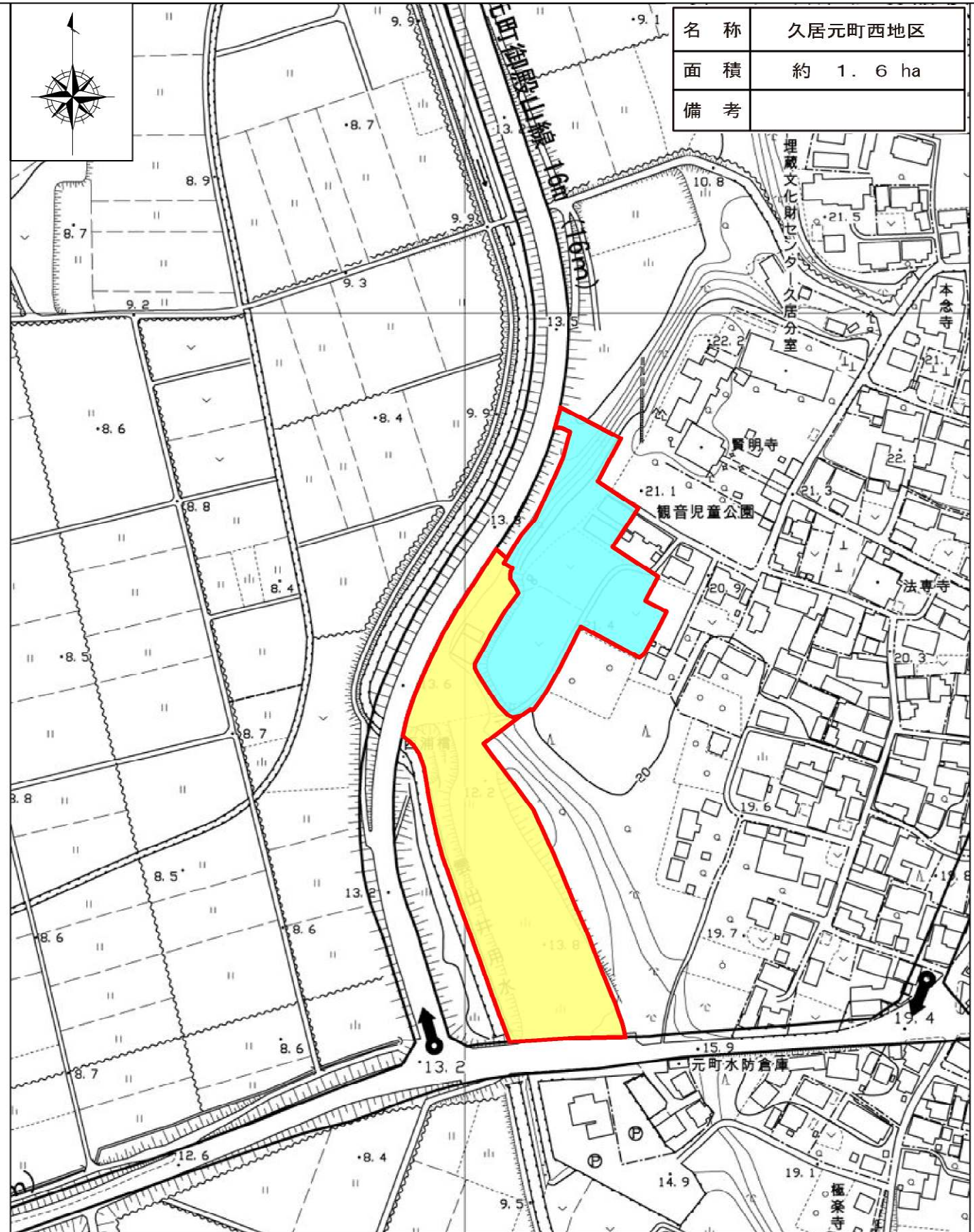
凡 例

	地区計画区域（約 1.6 ha）
	地区施設（区画道路）幅員6.0m以上
	地区施設（区画道路）幅員4.0m以上



久居元町西地区地区計画
津市久居元町地内

計 画 図（細区分図）



凡 例

	地区計画区域（約 1.6 ha）
	戸建住宅地区（約 0.6 ha）
	共同住宅地区（約 1.0 ha）

